

通関士の設置

★第22問 次の記述は、通関業法第13条及び通関業法施行令第5条に規定する通関士の設置に関するものであるが、()に入れるべき最も適切な語句を下の選択肢から選び、その番号をマークしなさい。(解答・P.119)

- 1 通関業者は、通関業務を(イ)に行うため、その通関業務を行う営業所ごとに、政令で定めるところにより、通関士を置かなければならない。ただし、当該営業所において取り扱う通関業務に係る(ロ)のみに限られている場合は、この限りでない。
- 2 通関業者は、通関業法第13条の規定により通関士を置かなければならないこととされる営業所ごとに、通関業務に係る(ハ)並びに通関業法施行令第6条に規定する(ニ)の数、種類及び内容に応じて(ホ)の通関士を置かなければならない。

- | | | | | | |
|-----------|-------------|-----------|------------|------------|------------|
| ①依頼者が特定の者 | ②确实 | ③貨物が一定の種類 | ④貨物の数量及び価格 | ⑤貨物の数量及び種類 | ⑥貨物の性質及び形状 |
| ⑦申告書 | ⑧税関官署が特定の官署 | ⑨専任 | ⑩通関書類 | ⑪通関手続 | ⑫適正 |
| ⑬適切 | ⑭必要な員数 | ⑮一人以上 | | | |

(21)

通関士の審査等

★第23問 次の記述は、通関業法第14条に規定する通関士の審査等に関するものであるが、()に入れるべき最も適切な語句を下の選択肢から選び、その番号をマークしなさい。(解答・P.119)

- 1 通関業者は、他人の依頼に応じて税関官署に提出する(イ)のうち政令で定めるもの(通関士が(ロ)に従事している営業所における(ロ)に係るものに限る。)については、通関士にその(ハ)を審査させ、かつ、これに(ニ)させなければならない。
- 2 通関業法第14条の規定による通関士の(ニ)の有無は、同条に規定する(イ)の効力に影響を(ホ)ものと解してはならない。

- | | | | | |
|--------------|--------|------|--------------|-------|
| ①与えない | ②及ぼさない | ③及ぼす | ④関連業務 | ⑤関連書類 |
| ⑥記名押印 | ⑦形式 | ⑧決裁 | ⑨署名 | ⑩通関業務 |
| ⑪通関書類 | ⑫適否 | ⑬内容 | ⑭輸出又は輸入の申告業務 | |
| ⑮輸出又は輸入の申告書類 | | | | |

(12, 17, 19)

★第24問 次の記述は、通関業法第14条に規定する通関士の審査等に関するものであるが、()に入れるべき最も適切な語句を下の選択肢から選び、その番号をマークしなさい。(解答・P.119)

- 1 通関業者は、(イ)に応じて税関官署に提出する(ロ)の申請に係る申請書(通関士が(ハ)している営業所における通関業務に係るものに限る。)については、通関士にその内容を審査させ、かつ、これに(ニ)させなければならない。
- 2 通関業法第14条(通関士の審査等)の規定による通関士の(ニ)の有無は、同条に規定する通関書類の効力に影響を(ホ)。

- | | | | |
|-----------|------------|-----------|------|
| ①与える | ②依頼者からの指示 | ③及ぼさない | ④及ぼす |
| ⑤関与 | ⑥記名押印 | ⑦承認取得者の承認 | ⑧所属 |
| ⑨署名 | ⑩他人の依頼 | ⑪通関業務に従事 | ⑫同意 |
| ⑬特例輸入者の承認 | ⑭認定通関業者の認定 | ⑮必要 | |

(16)

更正に関する意見の聴取、検査の通知

★第25問 次の記述は、通関業法第15条に規定する更正に関する意見の聴取及び同法第16条に規定する検査の通知に関するものであるが、()に入れるべき最も適切な語句を下の選択肢から選び、その番号をマークしなさい。(解答・P.119)

- 1 通関業者が他人の依頼に応じて税関官署に対してした納税の申告について、更正をすべき場合において、当該更正が、当該申告に係る貨物の(イ)又は課税価格の相違その他関税に関する法令の適用上の解釈の相違に基因して、(ロ)を(ハ)するものであるときは、税関長は、当該通関業者に対し、当該相違に関し意見を述べる機会を与えなければならない。
- 2 税関長は、通関業者の行う通関手続に関し、税関職員に関税法第67条の輸出又は輸入しようとする貨物に対する必要な検査をさせるときは、当該通関業者又はその(ニ)の立会いを求め、その旨を当該通関業者に口頭又は書面のいずれかにより通知することとされており、当該通知は(ホ)をもってこれに代えることができる。

- | | | | |
|--------------|----------|-------|---------|
| ①課税標準となる価格 | ②課税物件の確定 | | |
| ③関税率表の適用上の所属 | ④検査結果の通知 | | |
| ⑤検査指定票の交付 | ⑥原産地の認定 | ⑦減少 | |
| ⑧従業者 | ⑨増加 | ⑩代理人 | ⑪適用する税率 |
| ⑫納付すべき関税の額 | ⑬変更 | ⑭輸出入者 | ⑮輸出入の許可 |

(18)